



## 報 道 資 料

奈良県立医科大学

発表日：平成28年7月7日

所 属：公立大学法人 奈良県立医科大学

担 当：人事課 表野、木村

電 話：0744-22-3051 内線2210、2175

### 本学における遺伝子組換え大腸菌の不適切処理事案の懲戒処分について

#### 懲戒処分の概要

本年6月15日付け及び同月28日付けで報道発表致しました標記事案について、7月7日付けで下記の通り関係者の懲戒処分を行ったので、お知らせ致します。

#### 記

対象者：本学 A 講師 男性

内 容：停職6ヶ月

理 由：遺伝子組換え大腸菌の培養液をカルタヘナ法【注1】が定める不活化処理をせずに、平成25年4月から同28年3月までの3年間、平均して月に1-2回の頻度で、所属する研究部署の実験室内の実験用シンクに廃棄していた。  
このことは、本学職員就業規則【注2】違反であるため、本学職員懲戒規程に則り、処分した。

根 拠：職員就業規則 第29条（誠実義務）及び第31条（信用失墜行為）違反  
同規則 第42条（懲戒処分該当）

対象者：本学 B 教授 男性

内 容：戒告

理 由：B教授の講座に在籍しているA講師が、遺伝子組換え大腸菌の培養液をカルタヘナ法【注1】が定める不活化処理をせずに、平成25年4月から同28年3月までの3年間、平均して月に1-2回の頻度で、所属する研究部署の実験室内の実験用シンクに廃棄していた。

このことは、教授としての責任感の欠如が一因となっており、本学職員就業規則【注2】違反であるため、本学職員懲戒規程に則り、処分した

根 拠：職員就業規則 第29条（誠実義務）及び第31条（信用失墜行為）違反  
同規則 第42条（懲戒処分該当）

以上

注1：わが国での正式名称は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」。カルタヘナ議定書の批准に伴い、日本の国内法として2003年6月に制定され、2004年2月から施行されている。遺伝子組換え生物の使用を広く規制している。カルタヘナは、同議定書が採択された南米コロンビアの都市名。

注2：職員就業規則（抜粋）

【第29条】職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行しなければならない。

【第31条】職員は次の事項を守らなければならない。

（中略）

(2) 法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない

【第42条】職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒処分を行う。

(1) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合

(2) 法人の名誉又は信用を著しく傷つけた場合

（中略）

(8) その他法令、この規則及び法人の定める規程等に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があった場合

参考：経過

本年3月10日、組換え大腸菌を不活化処理せずに廃棄しているところを目撃したという情報提供が学内からあり。

3月17日、A講師は目撃情報を認める陳述書を提出。カルタヘナ法違反と判断。

3月18日、所管省である文部科学省研究振興局ライフサイエンス課に第一報。

以降、学内全ての組換え実験責任者56名と同従事者298名、学外を含む当該研究室在籍者26名のヒアリング調査またはアンケート調査、排水経路の下水サンプリング調査、検証実験等を実施。なお、4月6日に文部科学省による現地調査を受けた。

6月15日、所管省である文部科学省研究振興局宛に報告書を提出。

6月28日、文部科学省から大学へ文書にて嚴重注意処分通知。